

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	15	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第33条	不利益処分の種類	交通の制限又は遮断	
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)</p> <p>第33条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年12月28日 政令第420号)</p> <p>第5条 法第三十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 一類感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該一類感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うこと。 二 法第三十三条に規定する緊急の必要がなくなったときは、定められた期間内であっても、速やかに当該措置を解除すること。 三 当該措置の対象となる者の人権に配慮しつつ行うこと。</p>						